日調連発第１８２号
令和６年９月１８日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

サービス産業動態統計調査の開始に係る事前周知について（依頼）

この度、総務大臣から、標記調査の開始に係る事前周知について別添のとおり依頼がありました。

同調査は、サービス産業の事業活動の動態を明らかにする統計を作成することを目的として、令和７年１月から新たな基幹統計調査として総務省統計局が毎月実施するもので、統計法に基づく報告義務のある調査ですので、調査書類が届きましたら回答されるよう（原則、インターネットによる回答）貴会会員への周知をお願いします。

総 統 経 第 116 号
令 和 6 年 9 月 10 日

各 位

総 務 大 臣

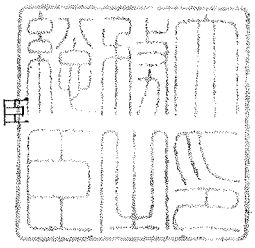

サービス産業動態統計調査の開始に係る事前周知について（依頼）

日頃より総務省統計局が実施する各種統計調査に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

総務省統計局では、サービス産業を営む企業等及び事業所を対象として、新たに令和７年１月から「サービス産業動態統計調査」を毎月実施します。

「サービス産業動態統計調査」は、我が国におけるサービス産業の事業活動の動態を明らかにする基幹統計調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査）であり、その調査結果は、四半期別ＧＤＰ速報（ＱＥ）を含む国民経済計算や第３次産業活動指数等の基礎データのほか、月例経済報告における経済動向把握・基礎資料、民間企業や学術研究機関等における業界ごとの景気動向・市場規模等の分析等に幅広く活用されることが期待されます。

「サービス産業動態統計調査」のより円滑な実施に向け、その趣旨・必要性について広く御理解いただきたく、統計法第30条第１項に基づき協力を依頼いたします。貴団体に属する各企業等に対し、貴団体のホームページや機関誌（紙）への記事・広告の掲載等を通じて、「サービス産業動態統計調査」の実施及び調査への御回答（特にインターネットでの回答を推奨）について御周知いただきますようお願い申し上げます。

調査の守秘義務



統計法では、調査を実施する関係者（国の職員、業務を委託した民間事業者等）には調査によって知り得たことを他には漏らしてはならない義務※1を規定しています。
なお、ご回答いただいた内容を統計作成目的以外（税の資料等）に使用することはありませんので、安心してご回答ください。

報告義務

統計法では、基幹統計調査※2を受ける人には報告義務※1を規定しています。

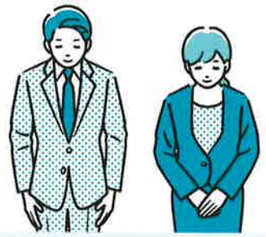

※1 これらに違反したときは罰則規定があります。
※2 統計法（平成19年法律第53号）に基づき国が実施する特に重要な統計調査のこと。サービス産業動態統計調査も該当します。

Q サービス産業動態統計調査とはどのような調査ですか。

A **サービス産業の月ごとの動きを明らかにする調査です。**
我が国経済に占めるサービス産業の重要度が増す中、より一層の統計の整備を目指す政府方針に基づき、これまで実施していたサービス産業に係る2つの調査※を統合し、月ごとにサービス産業を幅広く把握する、初めての基幹統計調査として実施します。
※サービス産業動向調査（総務省所管）と特定サービス産業動態統計調査（経済産業省所管）

Q 調査結果は、どのように利用されるのですか。

A **四半期別GDP速報（QE）**を含む**国民経済計算**や**第3次産業活動指数**等の基礎データのほか、**月例経済報告**における経済動向把握のための基礎資料として利用されます。
また、民間企業や学術研究機関等における業界ごとの景気動向・市場規模等の分析等に幅広く活用されることが期待されています。

調査結果・公表

翌々月の下旬までに公表します。
調査結果は、毎月e-Stat（政府統計の総合窓口）及び統計局ホームページ等で公表します。

e-Stat　総務省統計局

サービス産業動態統計調査

https://www.stat.go.jp/data/mbss/index.html

政府統計

サービス産業動態統計調査が始まります

サービス産業動態統計調査





「サービス産業動態統計調査」は、我が国におけるサービス産業の事業活動の動態を明らかにするため、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として令和7年1月より新たに実施します。

- ✔ インターネット回答をお願いします。
- ✔ 令和7年（2025年）1月から毎月実施します。

「サービス産業動向調査」（総務省所管）及び「特定サービス産業動態統計調査」（経済産業省所管）（いずれも統計法に基づく一般統計調査）は、令和6年（2024年）12月分調査をもって終了します。

サービス産業動態統計調査へのご理解・ご回答をお願いいたします。

総務省統計局

01 調査の目的



サービス産業の月ごとの動態を明らかにするため、総務省統計局が統計法に基づき毎月実施します。

02 調査対象

サービス産業に属する企業等※又は事業所が対象です。

※「企業等」とは、事業活動を行う法人（外国の会社を除く。）のほか、個人経営の事業所、企業と、国地方公共団体が運営する公営企業等を一部含めたものをいいます。

対象産業

- 情報通信業
- 運輸業、郵便業
- 不動産業、物品賃貸業
- 学術研究、専門・技術サービス業
- 宿泊業、飲食サービス業
- 生活関連サービス業、娯楽業
- 教育、学習支援業
- 医療、福祉
- サービス業（他に分類されないもの）

03 調査事項



主な調査事項は、**売上（収入）金額**（企業等については事業活動別の売上（収入）金額）と**従業者数**の2項目です。

企業等

❶名称、所在地及び法人番号
❷消費税の税込み記入・税抜き記入の別
❸事業活動別売上（収入）金額
❹従業者数

事業所

❶名称、所在地及び法人番号
❷消費税の税込み記入・税抜き記入の別
❸売上（収入）金額
❹事業所の主な事業活動の種類（1か月目のみ）
❺従業者数

04 調査の時期

毎月末現在について調査します。

ただし、（事業活動別）売上（収入）金額は、月初めから月末までの1か月間、従業者数については月末に最も近い営業日によって調査します。

05 調査方法



インターネット回答をお願いします。

- ✔ 24時間いつでもご都合の良いときに回答できます
- ✔ 提出済みの回答を確認できます
- ✔ 厳重なセキュリティで保護されているので安心です

ご希望により、調査票（郵送）による回答も可能です。
調査は、国が業務を委託した民間事業者等を通じて行います。

総務省統計局 ⟷ 民間事業者等 ⟷（インターネット・郵送）⟷ 調査対象企業等・事業所

06 回答期限

翌月15日までにご回答ください。

調査の結果から分かること

我が国のサービス産業の売上等が月ごとに明らかになります。

サービス産業動向調査（2024年まで実施）の2023年の結果を見ると、サービス産業全体の売上高の対前年同月比は、全ての月で増加しました。（下図）

図 サービス産業計の月間売上高の対前年同月比の推移 － 2023年

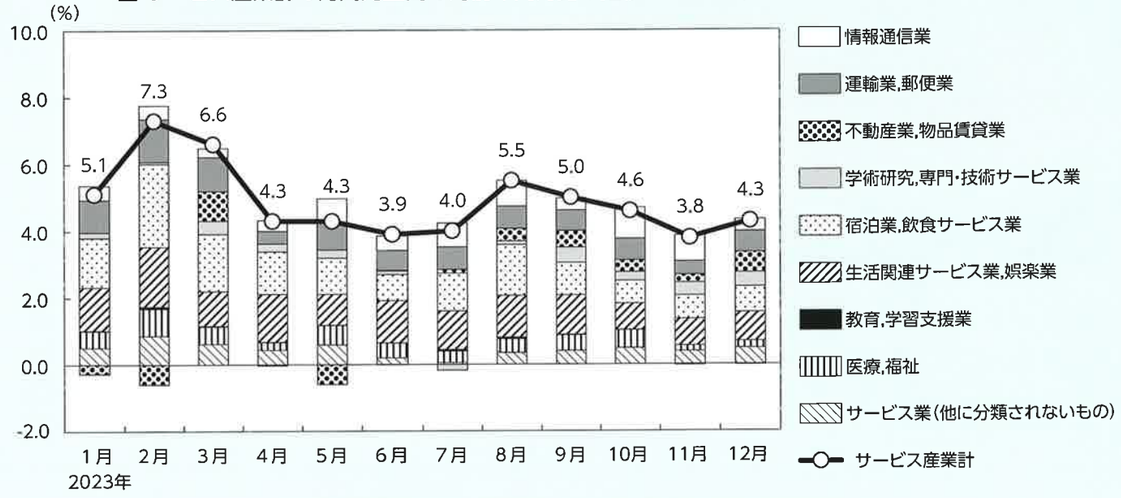

【参考】積上げ棒グラフ:各産業のサービス産業計の月間売上高の寄与度